

社会保障論評22-012号 (作成日: 2022年9月10日)

「長期政権からの宿題 同一労働同一賃金」 朝日新聞2022年9月7日付朝刊21面

- 歴代最長だった安倍政権で「現役世代の生活保障に深くかかわる働き方では『同一労働同一賃金』の実現に踏み込む」とされた現状についての、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）の労働政策研究所長、濱口桂一郎に対するインタビュー記事である。
- 濱口氏は、「正社員と非正社員の格差問題を解決するというメッセージを社会に出した。…しかし結果は、大山鳴動したもののネズミが2匹、3匹出てきたような印象です」と評している。「政治的にとても大きな意味」があった点では、同感で、巧妙だったと思う。
- 思想的に右傾している安倍元首相が、賃上げや非正規問題といった労働問題に踏み込むことで、使用者側に近い政権と本来は対峙する労働組合を弱体化させることになったと思っている。女性会長の連合は、自民党との政策懇談会など「自民シフト」が鮮明である。
- 濱口氏は、「同一労働同一賃金の考え方に照らすと、その実現には、長年続いてきた日本の賃金の決まり方を根本からひっくり返す必要がある。ただ、実際にはそうはなりませんでした」とし、職務ベース賃金の欧米型に転換することができなかったと分析している。
- 厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>) では、「正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消」としているが、本来の「均等処遇」ではなく「均衡処遇」という珍妙な考え方をベースとしている。
- 「均衡処遇」では、「②職務内容・配置の変更範囲」と「③その他の事情」を考慮可能で、「①職務内容」でも「責任の程度」を加味可能にしている。EUの「客観的正当化事由」による除外と比較すれば、同一労働同一賃金の「均等処遇」とは雲泥の違いである。
- 同一労働同一賃金の基本的な考え方は、労働内容が同じであれば賃金も同じであるべき、という極めて単純なものである。一方、日本では、正社員であっても総合職と事務職とを区分している上に、パートタイム労働者、派遣労働者、という労働身分制になっている。
- 福沢諭吉は、江戸時代の身分制を「門閥制度は親の敵でござる」と批判し、『学問のすすめ』の冒頭で「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」と説いた。長い鎖国を終えた日本は、士農工商制度を廃止したからこそ、欧米と競う気概を持てたのではないのか。
- さらに、第二次世界大戦の敗戦で、貴族制度も廃止された。これにより、人材は、さらに広く登用することが可能となった。私は、それこそが灰塵と化した日本の復興の原動力だったのではないかと考えている。しかし、翻って、現在の日本は、どうなのであろうか。
- 根本の問題の一つは、女性差別である。雇用機会均等法によって、あからさまな差別は違法になったが、総合職・事務職による間接差別は残っている。パートタイム労働者や派遣労働者の多くは女性である。定年後に非正規となった男性の戸惑いは滑稽とすら思える。
- 「天然資源の少ない日本では、人材こそが重要である」とは、幼い頃、繰り返し聞かれた言葉である。今はどうか。女性活用では世界の後塵を拝し、高齢者も年齢で切って活用ができていない。外国人も使い捨てである。これで国が良くなるわけはあるまい。(以上)